

2018年4月24日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 永守 重信
取 引 所 東証一部(6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町338
問合せ先 人事企画部長 大西 昌史
電 話 (075)935-6600

国内外の当社グループ幹部に対する 業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年4月24日開催の取締役会において、当社を含む国内外のグループ会社の幹部（以下「グループ幹部」）に対する新たなインセンティブ・プランとして、業績連動型株式付与制度（以下「本制度」）を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

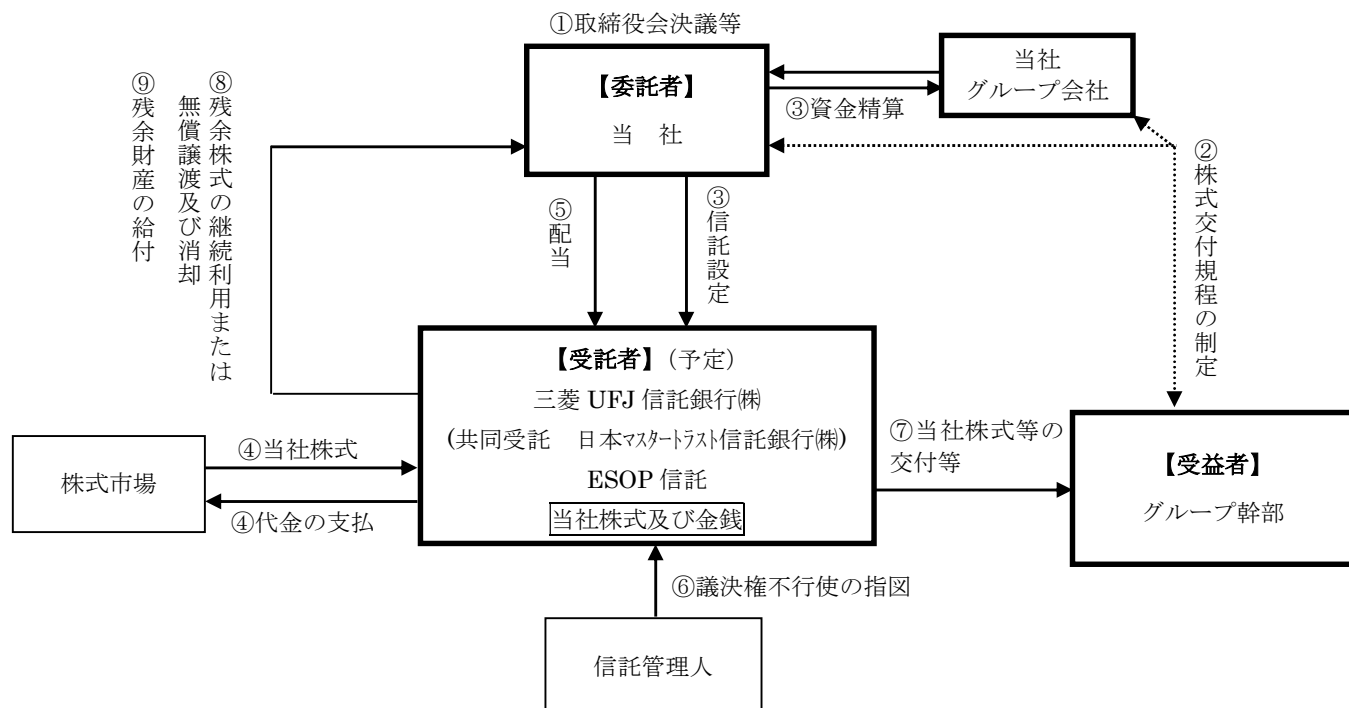
- (1) 当社グループは、「高成長、高収益、高株価」をモットーとした持続的な企業価値の拡大のため、経営及び経営体制の強化に努めており、中長期的な成長戦略として、中期経営計画「Vision 2020」を策定、公表しております。

当社及び国内外の当社グループ会社は、グループ一体となって中期経営計画「Vision 2020」の実現及び中長期的な企業価値拡大を目指すことを目的に、グローバル共通のインセンティブ・プランを導入することを決定いたしました。

なお、当社は本日別途、当社の社外取締役を除く当社取締役、当社執行役員及び同等の地位を有する者ならびに当社の主要グループ会社の社外取締役を除く取締役及び執行役員向けにも、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入することを決議いたしました。詳細は、本日付の適時開示「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

- (2) 本制度は、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「ESOP 信託」）の仕組みを採用いたします。ESOP 信託は、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、役職及び業績目標達成度等に応じてグループ幹部に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）を交付及び給付（以下「交付等」）する、株式付与制度です。

2. ESOP 信託の仕組み



- ① 当社及び当社グループ会社は、本制度の導入に関して、各社の取締役会決議等必要な手続を行います。
- ② 当社及び当社グループ会社は、各社の取締役会等において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足するグループ幹部を受益者とするESOP信託（以下「本信託」）を設定します。信託金相当額については、各社の対象人数等に応じて当社グループ会社との間で精算します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各社が負担する信託金相当額の金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役職及び業績目標達成度等に応じて、グループ幹部に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たすグループ幹部に対して一定の時期に、当該ポイント数に応じた株数の当社株式等について交付等が行われます（なお、信託契約の定めに従い、原則として、当該ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。ただし、国内非居住者については、当該ポイントに対応する当社株式の100%を本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されることがあります）。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本信託へ追加抛出行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式付与制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社及び当社グループ会社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足するグループ幹部への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了いたします。なお、当社及び当社グループ会社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ② 信託の目的 | グループ幹部に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 (予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | グループ幹部のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社及び当社グループ会社と利害関係のない第三者 (公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年7月26日 (予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年7月26日 (予定) ~ 2021年8月末日 (予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年7月26日 (予定) |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 3.8億円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む。) |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年7月27日 (予定) ~ 2018年8月27日 (予定) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|------------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式交付関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上